

れい わ ねん ど じぎょう
令和7年度事業のイメージ

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国に つな がる人	重点2関連事業	保育園・幼 稚園	小中高等 学校	大学・ 専修学校	地域	家庭	職域	事業名	概要	令和7年度事業計画	担当課			
基本方向1 消費者力の 育成・強化 （消費者の対応力が向上 した社会を実現するため の取組み）	ア 消費者トラブル の未然防止と消費者 の対応力向上	A 消費者トラブルの 未然防止		●				●						幼稚園における消費者教育の土台の形成	幼稚園教育においては、幼稚園教育要領の「環境」領域を中心に、消費者教育につながる学びの芽生えを、遊びや生活体験を通じて育む。		子ども教育支援課			
				●					●					小学生向け消費者教育資料等の提供	小学校 高学年向け消費者教育資料及びデジタル教材を提供する。	・通年	消費生活課			
				●						●					中学生向け消費者教育資料等の提供	中学生用「STEP UP」、高校生用「JUMP UP」、教員用指導解説書「消費者教育サポートブック」の学校向け消費者教育資料を発行し、授業等で活用する。	・中学校向け 83,000部 ・高等学校向け64,000部 ・教員用 3,000部 7月発行予定	消費生活課		
			●	●					●	●	●			契約のきりふだ（若者編・高齢者編）の発行	消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を活用する。	・「若者編」を30,000部作成 <「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。 （令和6年度は「高齢者編」を作成）>	消費生活課			
															フリーペーパーへの記事掲載	新聞折込等で配布されるフリーペーパーに定期的に消費者トラブルの最近多い手口や相談先を掲載し、注意喚起を図る。	・年12回 1回あたりの発行部数54万2670部（発行部数はR6/10月現在）	消費生活課		
			●	●	●					●	●	●	●	●	消費生活出前講座の実施	消費生活出前講座を実施する。	・年45回程度 ※県民からの申込みで実施するため、実施回数は目安	消費生活課		
			●	●	●				●	●	●	●	●		インターネット被害未然防止講座の実施	講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を実施する。	・出前型 99回程度 ・募集型 16回程度	消費生活課		
																私立学校向け消費者教育情報の提供	私立学校における消費者教育の進展に向けて、必要な情報を随時提供する。		私学振興課	
				●	●	●		●		●				●	●	●	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における消費者教育の推進	学校教育においては、学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などの教科を中心に、消費者教育を実施する。		高校教育課・子ども教育支援課・特別支援教育課
			●											●			「悪質な訪問販売 撲滅！」キャンペーンの実施	「悪質な訪問販売 撲滅」の機運を高めるためのキャンペーンを実施する。	・街頭キャンペーン 年6回程度	消費生活課
							●							サイバーセキュリティセミナー	情報セキュリティについての普及・啓発行事を開催する。	・年1回 ※開催方法は調整 予定	デジタル戦略本部室			
														「かながわ消費生活注意・警戒情報」の発行	県内の消費生活相談窓口などに寄せられた相談事例や国民生活センターから提供される啓発情報の中から、消費者に特に周知する必要がある情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。 また、生協情報紙に概要を掲載したり、管轄地域の高齢化率が高い警察署にチラシを提供し、巡回連絡等での活用を図る。	・「かながわ消費生活注意・警戒情報」 月1回及び随時発行 ・生協情報紙へ概要を掲載 月1回 ・警察署へ提供 月1回、随時	消費生活課			

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国に つ ひと ながる人	重点2関連事業	保育園・幼 稚園	小中高等 学校	大学・ 専修学校	地域	家庭	職域	事業名	概要	令和7年度事業計画	担当課
														災害などの非常事態における消費生活に関する知識と理解の促進	災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めるための普及啓発に取り組む。	・随時	消費生活課
														ホームページによる情報発信	消費者被害や商品事故等の未然防止に向けた注意喚起情報を発信する。	・随時	消費生活課
														SNS等による情報発信	X(旧Twitter)等により、消費生活注意・警戒情報、講座やイベント情報等をタイルリーに発信する	・X(旧Twitter) 週1回及び随時投稿	消費生活課
			●											青少年部門の相談機関との連携	①青少年を対象とした一次総合相談窓口である「かながわ子ども・若者総合相談センター」と「かながわ中央消費生活センター」が連携し、若者が契約等に関する悩みを抱えた際に、相談しやすい環境づくりを進める。 ②子ども・若者育成支援推進法に基づく「神奈川県子ども・若者支援連携会議」において、成年年齢引き下げによる若者の消費者トラブルについての啓発資料や相談窓口の案内を行い、子ども・若者支援に関する期間との連携を図る。	・随時	消費生活課
							●							インターネット被害未然防止教材の提供	インターネットを介して発生する様々な消費者被害に対応するため、啓発用の動画、疑似体験ソフト、リーフレット等を提供する。	・通年	消費生活課
			●	●										関東甲信越ブロック共同キャンペーン（高齢者・若者）の実施	高齢者・若者の消費者被害を未然に防止するため、共同キャンペーンを実施する。	・高齢者特別相談 9月実施 ・若者特別相談 1月実施	消費生活課
					●						●			障がい者向け消費者研修の実施	主に軽度の知的障がい者（意思能力・行為能力）をターゲットとし、教材や体験の場を提供する等の啓発を実施することで、障がい者、その支援者、周囲の相互理解の促進を図る。	・年10回程度 ※県民からの申込みで実施するため、実施回数は目安	消費生活課
														消費者月間及び消費者週間における啓発	消費者月間及びかながわ消費者週間において、消費者団体やNPO等が取り組んでいる消費者教育について、SNSを活用して広く県民に情報提供を行う。	・消費者月間 5月 ・かながわ消費者週間 10月	消費生活課
B 詐欺的被害の未然防止			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	高齢者に対する注意喚起	高齢者宅を訪問するなどして、注意喚起を実施する。		生活安全総務課 (県警本部)
														県警本部・警察署への情報提供・情報共有	県警察から、相談情報の提供依頼があった場合は、速やかに情報提供することで被害の拡大防止を図る。	・情報提供 随時（県警察捜査照会への回答）	消費生活課

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国に つ ながる人	重点2関連事業	保育園・幼 稚園	小中高等 学校	大学・ 専修学校	地域	家庭	職域	事業名	概要	令和7年度事業計画	担当課
											●			県警との連携による消費者被害未然防止	県警察と連携し、被害の多い高齢者を対象とした、悪質商法や特殊詐欺などの被害防止のための啓発物品の配布などを実施する。	・随時	消費生活課
														県警と連携した特殊詐欺などの防止	防犯キャンペーンや各種媒体を用いた防犯意識の普及啓発などを実施する。		くらし安全交通課
														特殊詐欺被害防止対策の普及啓発	幅広い世代の意識向上を図るとともに、若者の特殊詐欺への加担を防止するため、新たな啓発動画の放映など、防犯キャンペーン等に併せた集中的な広報活動を実施する。 令和5年度実施の特殊詐欺被害防止絵本コンクールで選出された最優秀作品を印刷製本化し、県内小学校の新人生等に配付する。		くらし安全交通課
			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	被害の未然防止対策の強化	金融機関・コンビニ等と連携し、窓口等における声掛けによる被害の未然防止対策を推進する。		せいかつあんぜんそうむか 生活安全総務課 (県警本部)
			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	被害防止に関する注意喚起	各種会合、防犯キャンペーン等、様々な機会において、特殊詐欺等の最新の手法や実態に関する広報啓発活動を推進するとともに、迷惑電話防止機能を持つ機器の普及促進、民間事業者が実施する無償サービス、国際電話不取扱 受付センターの周知等を図る		せいかつあんぜんそうむか 生活安全総務課 (県警本部)
									●	●				ヤミ金融被害の未然防止	ヤミ金融の被害防止のため、県ホームページでの情報提供や一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン、若者向けヤミ金融被害防止啓発リーフレット作成・配布、地域コミュニティ紙への広告掲載による広報の実施、川崎競馬場ドリームビジョンでの広報の実施等での啓発活動を実施する。 また、神奈川県ヤミ金融対策連絡会議（財務省関東財務局横浜財務事務所、神奈川県警察本部、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、日本貸金業協会神奈川県支部及び県により構成）として「ヤミ金融被害防止普及啓発チラシ」を作成し、県とイオン株式会社並びに株式会社イトーヨーカ堂との包括協定に基づき、県内イオン24店舗並びにイトーヨーカドー26店舗においてチラシを配布し、県民に対し、多様な媒体を活用し、県内の消費生活相談窓口を効果的に周知する。		金融課
C 消費者のトラブル 遭遇時の行動喚起		消費者のトラブル 遭遇時の行動喚起												消費生活相談窓口の周知	多様な媒体を活用し、県内の消費生活相談窓口を効果的に周知する。	・X(旧Twitter) 週1回及び随時投稿 ・県ホームページ 随時	消費生活課
			●								●			高齢者向け消費者ホットライン周知事業	消費者トラブルに巻き込まれた際に適切に対応できるよう、消費者ホットライン188を啓発するグッズを作成し、出前講座やイベント等の機会を通じて、高齢者に配布する。	・随時	消費生活課

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国に つ ひと ながる人	重点2関連事業	保育園・幼 ちえん 稚園	小中高等 がっこう 学校	大学・ せんしゅうがっこう 専修学校	地域	家庭	職域	事業名	概要	令和7年度事業計画	担当課
						●								たげんご ばん しょうひ せいかつ そうだん まどでち あんない 多言語版の消費生活相談窓口案内	たげんご ばん しょうひ せいかつ そうだん まどでち あんない 多言語版の消費生活相談窓口案内リーフレットや、 ほうにち がいこく じん む そうだん まどでち しょうかい 訪日外国人向け相談窓口を紹介するホームページに より、がいこく じん しょうひしゃ みせん ぼうし ほか 外国人の消費者トラブルの未然防止を図る。	つうねん ・通年	しょうひせいかつか 消費生活課
						●								ほくにちかんこうきゃくしょうひしゃ しゅうち 訪日観光客消費者ホットラインの周知	こくみん せいかつ かいせつ ほうにち かんこうきゃく む 国民生活センターが開設している、訪日観光客 向 しょうひしゃ そうだん まどでち ほうにち かんこうきゃく しょうひしゃ けの消費者相談窓口（訪日観光客 消費者ホットラ イン）を紹介する。	けん つうねん ・県ホームページ 通年	しょうひせいかつか 消費生活課
			●	●	●				●	●	●	●	●	きんめうこうほういいんかい れんけい きんめうけいざいきょういく 金融広報委員会と連携した金融経済教育	きんめう けいざい じょうほう しりょう はいふ 金融経済情報 資料を配布するとともに、けいざい こうま かい きんめう こうほう はけん こうざ じっし 会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。	ずいじ ・随時	しょうひせいかつか 消費生活課
		D 金融経済教育の情 報提供・学習支援												けんりつこうとうがっこう ちゅうとうきょういくがっこう 県立高等学校・中等教育学校における	シチズンシップ教育の3領域のうち「経済に関する		こうこうきょういくか 高校教育課
														シチズンシップ教育の取組	シチズンシップ教育の3領域のうち「経済に関する 教育」の一環として消費者教育に取り組む。		
														PIO・NET等による消費生活相談情報の 収集・分析及提供	PIO-NETにより収集した相談情報を分析し、「消費 せいかつ そうだん がいよう など けんみん しちようせんとう じょうほう ていきょう 生活相談概要」等により県民、市町村等に情報 提供 しちようせん きんきゅうつうほう しょうしゅう かんけいきか する。また、市町村から緊急通報を収集し、関係機 関で共有する。	・「消費生活相談警戒情報」 随時 しょうひせいかつそうだんけいかいじょうほう ずいじ ・「消費生活相談概要」公表（令和7年7 月頃） しょうひしゃ しょうひしゃ こうひょう れいお おん がつ ・「消費者トピック」公表（令和8年1月 ごろ 頃） そうだんとうけいそくほう つき かい ・「相談統計速報」 月1回 きんきゅうつうほう ずいじ ・「緊急通報」 随時	しょうひせいかつか 消費生活課
イ 消費者トラブル の未然防止に向けた 環境整備	E 消費生活に関する 情報の収集													しょうひせいかつ 消費生活eモニターアンケート	しょうひ せいかつ かん けんみん いしき はあく 消費生活に関する県民の意識を把握するため、イン ターネットを利用して調査を実施する。	ねん かいでいど ・年2回程度	しょうひせいかつか 消費生活課
			●		●						●			こうれいしゃとうみまも こうちく かか けい 高齢者等見守りネットワーク構築に係る啓 発	かんけいきかん れんけい こうれいしゃ しょう しゃおよ みまも ひと 関係機関と連携し、高齢者、障がい者及び見守る人 たいしょう けいはつ じっし しちようせん を対象とした啓発を実施するとともに、市町村への 個別の働きかけを推進し、県全体での見守りネット ワーク構築につなげる。 あくしつ ほうもんはんばい たい ちゅうい けいはつ 「悪質な訪問販売」に対する注意・啓発のための グッズを作成し、配布する。	ずいじ ・随時	しょうひせいかつか 消費生活課
			●								●			みんせいいいん じどういいん らいき みまも 民生委員・児童委員による地域の見守り	ひとり ぐ こうれいしゃやせたい ちいき じゅうみん たい そうだん 一人暮らし高齢者世帯など地域住民に対して相談・ しえん かつどう おこな みんせい いいん じどう いりん かつどう しえん 支援活動を行う民生委員・児童委員の活動を支援す る。		ちいき ふくしか 地域福祉課
			●											ろうじん こうれいしゃ みまも ゆうあいほう 老人クラブによる高齢者の見守り（友愛訪 問等）	ざいたく ひとり ぐ こうれいしゃ とう ほうもん ゆうあい ほうもん かつ 在宅の一人暮らしの高齢者等を訪問する友愛訪問活 動、友愛サロンでの支え合い活動を支援する。		こうれいふくしか 高齢福祉課
		F 見守り活動等を通 じた消費者トラブルの 未然防止の普及	●											しちようせん ふくし ていきょう さい 市町村による福祉サービスの提供に際して の高齢者の見守り	ほけんし とう と など こうれいしゃ きゃくたく ほうもん 保健師等が、閉じこもり等の高齢者の居宅を訪問し せいかつ きのう かん もんだい はあく ひつよう そうだん て、生活機能に関する問題を把握し、必要な相談・ しどう じっし 指導を実施する。 しゅうどう じゅうたくとう せいかつ えんじょ いん ほけん せいかつ しど また、集合住宅等に生活援助員を派遣し、生活指 導や相談等と併せて安否確認を実施する。 くわ はいしょく おこな さい こうれいしゃ じょうきょう 加えて、配食サービスを行う際に、高齢者の状況 ていきでき はあく みまも じっし を定期的に把握し、見守りを実施する。		こうれいふくしか 高齢福祉課

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国に つ ながる人	重点2関連事業	保育園・幼 稚園	小中高等 学校	大学・ 専修学校	地域	家庭	職域	事業名	概要	令和7年度事業計画	担当課
														食品ロス関連の取組み	神奈川県食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロス の削減に向けて、事業者や事業者団体への普及啓発 を図る。		資源循環推進課
基本方向2 消費者トラ ブルへの対応と被害の救 済 (消費者トラブルをなく するための取組み)	ア かながわ中央消 費生活センターにお ける相談対応	I 消費生活相談の実 施												消費生活相談の実施	多 様化、複雑化する消費者問題に対応し消費者の被 害を救済するため、電話相談やメールによる受付を 含めた消費生活相談を実施する。 また、多様な媒体を通じ、県内の消費生活相談窓口 の効果的な周知を行う。	・電話相談・対面相談・メール相談 通年 ・各種啓発物への案内掲載 随時	消費生活課
			●	●										関東甲信越ブロック共同キャンペーンによ る高齢者・若者被害特別相談	消費者被害の救済と未然防止を図ることを目的に、 関東甲信越ブロック共同キャンペーンの一環とし て、高齢者被害特別相談、若者被害特別相談を実施 する。	・高齢者被害特別相談 3日 ・若者被害特別相談 2日	消費生活課
				●										遠隔手話通訳サービスを利用した相談	タブレット型端末によるテレビ電話機能を活用し、 来所された聴覚障がい者と相談員とのコミュニケー ション支援を行う。	・随時	消費生活課
														ワンストップ弁護士相談	相談員と連携して、特に支援が必要な相談者を弁護 士に繋ぎ、消費生活相談からワンストップの無料弁 護士相談を実施する。	・年24～30回	消費生活課
					●									多言語支援センターとの連携	日本語に不慣れな外国籍県民の方に対する消費生活 相談に適切に対応するため、多言語支援センターと の連携を推進する。	・随時	消費生活課
		J あらゆる消費生活 相談に対応できる人材 の育成												相談事例の法的解説資料の作成	県内の新手、悪質な相談等について、弁護士による 解説資料を作成し、市町村に提供する。	・資料作成・提供 年1回	消費生活課
														相談対応チーム制による相談対応力向上の 取組み	職員と相談員で構成する相談対応チーム制により、 チームリーダーを中心に新人相談員の支援、情報交 換、困難事案についての検討等を行い、複雑化・高 度化する相談への対応力向上を図る。	・通年	消費生活課
														消費生活相談員、行政職員に対する人材育 成研修の実施（県分）	相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口に必要な 実践的な人材育成研修を実施する。 また、職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上 不可欠な知識を習得するための研修を実施する。	・相談員等への人材育成研修 年8回 ・職員への研修 年9回	消費生活課
														新規課題対応研修（県分）	消費生活相談における新たな課題に対応するため、 県・市町村の職員及び相談員を対象とした新規テー マを扱う研修を実施する。	・研修 年6回	消費生活課

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国に つ ながる人	重点2関連事業	保育園・幼 稚園	小中高等 学校	大学・ 専修学校	地域	家庭	職域	事業名	概要	令和7年度事業計画	担当課
			●	●	●	●								契約弱者に配慮した相談対応研修	高齢者、障がい者等の特性に配慮した相談対応を図るため、福祉関係機関等と連携した研修を実施する。また、見守り出前講座の講師となる相談員等に対する研修を実施する。	・相談対応研修 年2回	消費生活課
														生活再建支援相談対応研修	多重債務者問題の背景や債務整理等の基礎的・発展的知識を学ぶことで、相談窓口の強化を図り、より適切な相談窓口につなげることができる人材を育成するため、研修会を実施する。	・相談対応研修 年1回	消費生活課
														県相談員へのモニタリング実施による資質向上の取組み	相談員に対し、外部の専門機関が相談対応研修を行い、モニタリングを実施した上で、県消費生活センターの課題等を県に報告する。また、チームリーダーのスキルアップを目的とした研修を実施する。	・1回実施	消費生活課
														専門性向上の取組み	専門性の向上のための検討を行い、実施結果について市町村へ共有する。	・報告書作成 4テーマ（4チーム制）	消費生活課
														消費生活相談員等の国民生活センター等への研修派遣	職員・相談員の専門知識習得を図るため、国民生活センター等が実施する研修会に派遣する。	・19回（延べ40人）	消費生活課
		K 専門的な知見の収集・相談の実施												専門家による法律・技術・精神保健福祉分野の助言（県分）	消費生活相談への適切な対応のため、職員が法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。消費生活相談における対応困難事案について、相談員が精神保健福祉士に相談し助言を得る。	・法律相談（面接）36回 ・法律相談（文書）9ヵ月 ・技術相談4回 ・精神保健福祉士相談 12回	消費生活課
														多重債務相談の実施	多重債務者等生活再建が必要な人を支援するため、専門の窓口や福祉等の関係機関と連携し多重債務相談を実施する。	・13回（県3回・市町10回）	消費生活課
														神奈川県多重債務者対策協議会の開催	多重債務者問題に係る喫緊の課題について、協議・検討をすることを目的に設置している。令和3年度以降は、法改正等必要に応じて開催することとし、引き続き構成団体とは活動実績や取組み等の情報共有を実施していく。	・情報共有 年1回	消費生活課
														被害救済委員会の開催	消費者から知事への被害救済の申し出により、知事から付託された消費者紛争について迅速な処理を行うため消費者被害救済委員会を開催する。	・随時	消費生活課
		I 消費者被害の救済	L 消費者被害救済委員会による被害の救済											被害救済検討チームの開催	消費者被害の未然防止と救済に向け、かながわ中央消費生活センターに寄せられた相談事案の中から、事業者指導、消費者被害救済委員会付託及び適格消費者団体への情報提供を検討する。	・随時	消費生活課

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国に つ ひと ながる人	重点2関連事業	保育園・幼 稚園	小中高等 学校	大学・ 専修学校	地域	家庭	職域	事業名	概要	令和7年度事業計画	担当課
		M さまざまな相談機 関等との連携による被 害の救済												相談機関連携推進研修・意見交換会の開催	相談機関の取組状況、取扱 案件などの紹介や相談 機関が抱える紛争事例等について意見交換を行い、 積極的な連携推進を図る。	・研修及び意見交換 年1回	消費生活課
	ウ その他の被害へ の対応	N 公益通報受付体制 の整備												公益通報受付体制の整備	外部の労働者等からの公益通報を県が受けた際の手 続きについて、県職員への周知・研修を強化すると ともに、公益通報者に対し、制度と県の受付体制を ウェブサイト上でわかりやすく解説することで、公 益通報者保護制度の適切な利用を促進し、公益通報 者の着実な保護を図る。	・通年	消費生活課
	基本方向3 事業者への 指導等による消費者の利 益の保護 （健全な事業者運営を促 進するための取組み）	ア 不当な行為を行 う事業者への指導等 による取引の適正化	Ｏ 不当な行為を行う 事業者への法令に基 づく指導等の実施											特定商取引法等に係る悪質な事業者への指 導・処分の実施	専門職員やアドバイザー等を配置し、事業者による 違法、悪質な勧誘行為等に対し指導・処分を実施す る。	・随時	消費生活課
														特定商取引法第60条に基づく申出・目安箱	不当な取引行為を行う事業者に関する情報収集 を 幅広く行い、法令に基づく事業者指導をより一層進 めるため、県民からの情報 提供を求める。	・随時	消費生活課
		P 悪質な事業者への 指導・処分にあって の連携の推進												近隣都県・政令市・県警察との連携	五都県合同による悪質事業者対策会議（課長会議・ 担当者会議）を開催し、合同指導等を実施する。ま た、政令市及び県警察との消費者被害拡大防止連絡 会議を開催する。	・悪質事業者対策会議（課長会議）年1回 ・悪質事業者対策会議（担当者会議）年10 回 ・消費者被害拡大防止連絡会議 年4回	消費生活課
イ 消費者から信頼 される事業者活動の 促進	Ｑ 消費者から信頼さ れる事業者活動の促進													事業者向け研修会	消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業 者団体と連携し、事業者を対象としたコンプライア ンス意識向上のための研修や、消費者への適切かつ 迅速な情報 提供を促すための研修を実施するほ か、事業者団体との連携により、消費生活行政に係 る情報 提供等を行う。	・「悪質な訪問販売 撲滅！かながわ宣言」 の加入事業者に対する研修等の実施 ・事業者向け動画「正しい訪問販売の知 識」の活用促進 ・経済団体等を対象とした事業者指導の状 況に係る情報提供	消費生活課
														「悪質な訪問販売 撲滅！かながわ宣言」宣 言団体等との取組み	「宣言」に係る取組みを着実に推進するとともに、 宣言団体による自主的な取組みを促進する。また、 「宣言」に係る取組みの効果検証を図る。 また、「悪質な訪問販売 撲滅」の機運を高めるた めの啓発グッズの作成やキャンペーンを実施する。	・新たな宣言団体の加入に向けた検討及び 調整 ・「悪質な訪問販売 撲滅！かながわ宣言」 加入事業者に対する研修等の実施（再掲） ・悪質な訪問販売に係る注意喚起チラシ等	消費生活課
														事業者団体との連携	事業者団体の懇談会、意見交換会等に消費生活相談 員や職員が参加し、消費者保護の観点から事業者と の連携を推進する。	・随時	消費生活課
	R 法令に基づく健全 な事業者運営の指導													消費生活協同組合の適正運営の指導	県内消費生活協同組合の運営、会計状況 を検査 し、店舗や施設の運営状況 を把握することで、組 合の適正運営を指導する。	・立入検査（公認会計士帯同）7 組合 ・その他、必要に応じて巡回指導調査を実 施	消費生活課

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国に つ ながる人	重点2関連事業	保育園・幼 稚園	小中高等 学校	大学・ 専修学校	地域	家庭	職域	事業名	概要	令和7年度事業計画	担当課	
														まえばらしきとくていとりひきぎょうしゃたい 前払式特定取引業者に対する立入検査の実 施	まえばらしきとくていとりひきぎょうしゃたいけいざいじょうきやうざいむじょうきやう 前払式特定取引業者に対し、経営状況、財務状況 や前受金の保全状況等を把握するため、立入検査 を実施する。	たちいりげんさこうにんかいけいし ・立入検査（公認会計士帯同）2社	しょうひせいかつか 消費生活課	
ウ商品やサービス の安全・安心の確保	S商品やサービスの 安全・安心に関する情 報収集、提供													しょうひんぶんせきじっし 商品テスト分析の実施	しょうひせいかつそうだんでいきしょうひんとう 消費生活相談で提起された商品等からテーマを選定 し、各研究機関と連携して商品テストを実施す る。 商品の持つ特性による取扱い上の注意事項などに ついて、消費者へ注意喚起や情報提供を行う。	しょうひんじっしねんかい ・商品テスト実施 年1回	しょうひせいかつか 消費生活課	
														しょうひしゃあんぜんほうもと 消費者安全法に基づく事業者調査	しょうひしゃひがいほっせいかくだいふせしょうひしゃちやうとう 消費者被害の発生、拡大を防ぐため、消費者庁等 と連携し、事業者に対し、消費者安全法に基づく報 告徴収、立入調査を行う。	ずいじ ・随時	しょうひせいかつか 消費生活課	
														じゅうだいいじこじょうほうとうしゅうしゅうていきやう 重大事故情報等の収集・提供	しょうひんおかじことうじょうほう 商品、サービスに係る事故等の情報をホームページ 等により市町村や消費者に情報提供する。また、 消費者安全法に基づき、消費生活相談窓口に寄せら れた重大事故情報の国への通知を行う。	ずいじ ・随時	しょうひせいかつか 消費生活課	
														しょうひせいかつようせいかんあんぜんほうもと 消費生活用製品安全法に基づく立入検査に よる指導	しちやうそんれんけいしょうひせいかつようせいかんあんぜんほうもと 市町村と連携し、消費生活用製品安全法に基づく販 売業者への立入検査を実施する。	ずいじ ・随時	しょうひせいかつか 消費生活課	
														せいかつかんれんしょうひんかかくどうこうちやうきじゅきやうかん 生活関連商品の価格動向の調査と需給に関 する緊急対策	くにちじしていぶっしとうかいしう 国や知事が指定する物資等について、買占めや売り 惜しみをしていると認められた場合には、国や関係 機関と連携し、価格動向や供給の調査、売渡の指 示・命令、立入検査等を行う。	ずいじ ・随時	しょうひせいかつか 消費生活課	
		T適正な表示の推進													けいひんひやうじほうかか 景品表示法に係る事業者指導等の実施	じぎょうしゃみつうひやうじたいしどうなごじっし 事業者による不当表示に対し指導等を実施する。	ずいじ ・随時	しょうひせいかつか 消費生活課
															ふとうひやうじぼうし 不当表示防止のための対策の実施	けいひんひやうじほういはんこんきよえいはんうたが 景品表示法違反の根拠を得るため、違反の疑いがあ る商品に対し、外部機関による成分検査等を行う。	ずいじ ・随時	しょうひせいかつか 消費生活課
															しょくひんひやうじかんしじどうじっし 食品表示の監視指導の実施	けんこうぞうしんしせいどふきやうつと 健康増進に資するよう制度の普及に努める。その上 で、食品事業者が表示を行うに当たっての相談を行 う。		せいかつえいせい 生活衛生課
															えいようひやうじちやうきふきやうけいほつ 栄養表示当の普及啓発	けんこうぞうしんしせいどふきやうつと 健康増進に資するよう制度の普及に努める。その上 で、食品事業者が表示を行うに当たっての相談を行 う。		けんこうぞうしんか 健康増進課
		U食の安全・安心に 関する消費者の理解促 進													てきせいしょうくひんひやうじけいほつじぎやう 適正な食品表示のための啓発事業	しょうくひんひやうじしょうくひんかんれんじぎょうしゃみづかせきにん 食品表示について、食品関連事業者自らが責任と 自覚をもって適正に行うよう、関係機関や団体と連 携して啓発を図る。		せいかつえいせい 生活衛生課
																しょうくひんえいようひやうじなごかん 「食品の栄養表示」等に関する出前講座を実施す る。		けんこうぞうしんか 健康増進課

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国に つ ひ と な が る 人	重点2関連事業	保育園・幼 稚園	小中高等 学校	大学・ 専修学校	地域	家庭	職域	事業名	概要	令和7年度事業計画	担当課
														リスクコミュニケーションの推進	県民に食の安全・安心に関する情報提供、啓発活動、行政、食品関連事業者などとの意見交換やグループ討議等を行い、リスクコミュニケーションを推進する。		生活衛生課
基本方向4「オールかながわ」による消費者施策の推進 (消費者施策を幅広く推進するための取組み)	ア 関係団体や市町村の取組みの支援	V 市町村の消費生活相談員の人材の確保、資質の向上												消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施（市町村分）	相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要となる実践的な人材育成研修を実施する。 また、職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修を実施する。	相談員等への人材育成研修 年8回 職員への研修 年9回	消費生活課
														新規課題対応研修（市町村分）	消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の行政職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。（6回）	新規テーマを扱う研修 年6回	消費生活課
														相談事例の法的解説資料の提供	県内の新手、悪質な相談等について、弁護士による解説資料を作成し、市町村に提供する。（年1回）	解説資料作成、提供 年1回	消費生活課
														専門性向上の取組み結果の提供	専門性の向上のための事例検討や学習を行い、取組みの成果を市町村へ共有する。	報告書作成 4テーマ（4チーム制）	消費生活課
														相談員実務研修の実施	市町村において相談員として採用後概ね2年以内の者に対し、かながわ中央消費生活センターでの受入研修を実施する。	研修 1回	消費生活課
														消費生活相談員有資格者名簿等による情報提供	消費生活相談員有資格者名簿を作成し、市町村へ情報提供する。	随時	消費生活課
			W 市町村の実情に応じたサポート											市町村に対する啓発資料等の提供	市町村の消費生活相談窓口が、消費者教育の拠点としての役割を果たせるよう、県作成の啓発資料等を提供する。	随時	消費生活課
														消費生活相談員等巡回訪問	市町村から依頼を受けて県の相談員等を派遣等し、助言を行うとともに、定期的に市町村相談窓口を巡回することで、各市町村の現状や課題を直接確認する。	19市町	消費生活課
														指定消費生活相談員等による市町村支援	政令市を除く6地域に指定消費生活相談員を配置し、行政職員とともに市町村職員、相談員に対し、電話等により消費生活相談の処理方法等について助言する。	随時	消費生活課
														専門家による法律・技術・精神保健福祉分野の助言（市町村分）	消費生活相談への適切な対応のため、職員が法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。 消費生活相談における対応困難事案について、相談員が精神保健福祉士に相談し助言を得る。	法律相談（面接）36回 法律相談（文書）9ヵ月 技術相談4回 精神保健福祉士相談 12回	消費生活課

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国に つ ながる人	重点2関連事業	保育園・幼 稚園	小中高等 学校	大学・ 専修学校	地域	家庭	職域	事業名	概要	令和7年度事業計画	担当課
		X 補助金の交付												消費者行政強化事業費補助金等の交付	市町村の消費生活相談体制整備や、市町村における重要な消費者政策推進への取組み等に対し、国の地方消費者行政 強化交付金を活用し、補助金を交付する。	・県内9市町に対して推進事業費補助金を交付(補助率10/10) ・県内13市町に対して強化事業費補助金を交付(補助率10/10または1/2)	消費生活課
	イ 関係団体や市町村との連携	Y 関係団体や市町村との情報共有・連携の充実												適格消費者団体等との連携	適格消費者団体が適切に役割を果たすことができるよう、差止請求 事案に関する意見交換を行うとともに、交付金を活用した財政面での支援を行う。	・情報提供 随時 ・適格消費者団体との意見交換会 年1回 ・補助金の交付 年1回	消費生活課
														消費生活相談担当者会議の開催	市町村の消費生活相談担当者との会議を開催し、情報の共有等を図る。	・地区回（4地区）各4回 ・弁護士参加全体回4回 (合計20回)	消費生活課
														市町村消費生活行政担当課長会議の開催	県からの情報 提供（県消費生活課の予算及び事業、相談情報等）、意見交換等	・会議開催 年1回	消費生活課
														消費者問題懇談会の開催	弁護士会と県・市町村との、消費者問題に係る懇談会を開催する。	・年2回	消費生活課